

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください  
（案件名）

神戸市立洞川教育キャンプ場条例施行規則の改正

意見募集期間

2026年3月23日～2026年4月21日

問い合わせ先  
神戸市文化スポーツ局  
スポーツ企画課  
078-322-5284

## 1 意見募集期間

2026年3月23日（月）～2026年4月21日（火）

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法等によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課 意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-6149 神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: spo\_kikaku@city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課

市役所1号館 19階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

## 3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

(3) 提出される書式には、「神戸市立洞川教育キャンプ場条例施行規則の改正」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2026年6月頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

#### 4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

## 「神戸市立洞川教育キャンプ場条例施行規則の一部改正」について(概要)

### 1. 改正の趣旨

神戸市立洞川教育キャンプ場について、神戸市立洞川教育キャンプ場条例（以下「条例」という。）第18条に基づき制定された神戸市立洞川教育キャンプ場条例施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正し、休場日等を変更します。

洞川教育キャンプ場は、自然環境の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、野外活動の指導者の育成を図るため整備された施設であり、主に学校関係団体や青少年団体に利用いただいています。

一方で、施設の特性上、枯れ木の倒木等に対する安全管理や場内整備などに一定の作業時間を確保する必要があります。

このため、洞川教育キャンプ場の設置目的に沿った運営を図りつつ、利用者の安全を確保し、効率的で安定した管理運営を行うために、学校関係団体や青少年団体の利用の無い平日等に新たに休場日等を設けることとします。

### 2. 改正案の概要

#### (1) 休場日等

※「休場日等」とは、休場日及び条例第5条第3項第1号に規定する受付休止日をいいます。

	現行	改正案
休場日等	(1) 12月から翌年の2月までの間の月曜日  (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）	(1) 学校関係団体又は青少年団体の利用のない平日（月曜日から金曜日までの日であって、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は学校休業期間（神戸市教育委員会が定める春季、夏季及び冬季の休業期間をいう。）に該当しないものをいう。）  (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

#### (2) 休場日等の考え方

##### ① 学校関係団体・青少年団体中心の利用を優先

（学校休業期間中の平日は開場、学校休業期間外の平日は、学校関係団体等の利用が無い場合は休場）

洞川教育キャンプ場の設置目的に沿い、学校関係団体・青少年団体の計画的な利用がある日は開場します。

春休み・夏休み・冬休みの学校休業期間は、教育的体験活動の機会が増えるため、平日も開場します。

一方、学校関係団体等の利用がない学校休業期間以外の平日については、効率的な運営や場内の整備のため休場日として設定します。

##### ② 土日祝は通年で開場

青少年団体の活動機会や一般の利用機会を確保するため、土曜日・日曜日及び祝日は通年で開場します。

また、洞川教育キャンプ場が有する自然環境を活用し、子どもの外遊びの機能を充実させることで、利用促進にも取り組みます。

### 3. 施行予定時期

令和9年4月